

**日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務」についての認可申請に対する総務省の考え方**

## 1 経緯等

平成26年1月14日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第10項の認可を受けて、同条第2項第8号の業務として実施する「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務」（以下「らじる★らじる」という。）に関して、引き続き「らじる★らじる」を実施することについて、同条同項同号の認可申請があった。当該申請に対する現時点での総務省の考え方は以下のとおりである。

## 2 申請内容

別添申請書のとおり。

## 3 現時点での総務省の考え方

### (1) 認可の適否

認可することが適当であると認められる。

### (2) 基本的な考え方

「らじる★らじる」については、「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的な措置として、試行的にラジオ放送番組をインターネットを通じて放送と同時に一般に提供し、その効果を検証・確認するもの」として、平成25年度末まで実施することについて、電波監理審議会の諮問・答申を経て、平成23年3月に認可したものである。

また、平成25年度より一部の地域放送番組を追加することについて、同様に電波監理審議会の諮問・答申を経て、平成25年1月に認可をしている。

今回の認可申請については、前回の認可申請において、「ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性の検証を行った上で、必要があるときは、実施内容の変更・延長等のための認可申請を行うこととする」とされていることから、

ア 実施内容の延長の必要性の有無

イ 実施内容の延長に要する経費が受信料財源を毀損する懸念の有無

といった観点から、認可の適否を検討するものである。

### (3) 具体的な検討

ア 実施内容の延長の必要性の有無

協会は、今回の認可申請において、当初、PC利用の補助的な位置づけとして開始したスマートフォン等の携帯端末による利用が急速に増加していることを踏まえ、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する補完的措置としての効果を検証する上で、携帯端末による利用の実態に関するデータを新たに収集・把握する必要があることや、平成25年度より開始している地域放送番組の聴取実態や提供のあり方について引き続き調査・分析を行う必要があることから、「らじる★らじる」について、平成26年度末まで一年間の期間延長を行うこととしている。

携帯端末の利用動向については、「らじる★らじる」の携帯端末向けアプリケーションのダウンロード数が、平成25年9月末時点で約270万件となっており、昨年同時期の1.8倍となっている。また、最新の協会のアンケート調査では、携帯端末による利用が、PC利用を既に上回っている可能性が高いことを示唆する結果となっている。地域放送番組については、先述の協会のアンケート調査によれば、一定の聴取者数を確保している。

これらを踏まえると、携帯端末による利用や地域放送番組の聴取等について、実態を詳細に調査・分析を行うことは、より幅広い聴取者からデータを収集・把握して効果を検証することが可能となるため、「らじる★らじる」の業務の目的の実現にも資することから、実施内容の延長は十分に必要性があるものと認められる。

イ 受信料財源を毀損する懸念の有無

協会は、今回の実施内容の延長に要する経費として、合計7,000万円を見込んでおり、著しく多額とは認められず、受信料財源を毀損する懸念はないものと考えられる。

以上のことから、本申請については認可することが適当と考えられる。

○ 放送法（昭和25年法律第132号）（抜粋）

（業務）

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第2項第8号又は第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 （略）

（電波監理審議会への諮問）

第177条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第18条第2項(定款変更の認可)、第20条第8項(第65条第5項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第20条第9項(提供基準の認可)、同条第10項(任意的業務の認可)、第22条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第64条第2項及び第3項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第65条第1項(国際放送等の実施の要請)、第66条第1項(放送に関する研究の実施命令)、第71条第1項(収支予算等の認可)、第85条第1項(放送設備の譲渡等の認可)、第86条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第89条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第93条第1項(基幹放送の業務の認定)、第96条第1項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第97条第1項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第120条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第141条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第156条第1項、第2項若しくは第4項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第159条第1項(認定放送持株会社に関する認定)又は第167条第1項(センターの指定)の規定による処分

三～五 （略）

2 （略）

○ 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(業務の認可申請)

第13条 法第20条第10項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 業務の内容
- 二 業務を行うことを必要とする理由
- 三 業務の実施計画の概要
- 四 業務の収支の見込み
- 五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法
- 六 その他必要な事項